

江南市行政事業検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 江南市の事務事業について、公開の場で市民とともに検証し、事業の必要性の有無や事業自体の適正さを判定する行政事業レビューを実施するため、江南市行政事業検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政事業レビューの実施に関すること。
- (2) 行政事業レビューの結果について、意見書を市長に提出すること。
- (3) その他行政事業レビューに関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 行政に関し優れた識見を有する者
- (4) 市内に在住している者であって公募に応じた者
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は委嘱された年度の末日までとし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は委員の内から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部行政改革推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。